

第2次古河市男女共同参画プラン
平成30年度男女共同参画年次報告書

第2次古河市男女共同参画プランは、一人ひとりの人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会の実現に向け、「古河市男女共同参画推進条例」に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。

本プランは市政のあらゆる分野に及び、その推進には全庁的な取り組みが必要です。本市では、各担当部署におけるプランの実施状況について把握し、その評価を行うことによって、総合的な取り組み状況や効果を確認しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

◆平成29年度「第2次古河市男女共同参画プラン」実施状況（P. 1～33）

1 事業の評価基準

下記判定区分に基づき、担当部署は取組ランクを【達成度】の観点から評価を実施しています。

【達成度】

取組ランク	数値目標設定
A	60～100%
B	30～59%
C	1～29%
D	0%

2 総合評価の結果

実施計画は、具体的施策72施策別担当部署数162ヶ所からなる事業で構成され、達成状況は下表のとおりです。

基本目標	具体的施策数	施策別 担当部署数	評価			
			A	B	C	D
I 「互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立」	14	36	34	2	0	0
II 「いきいきと働ける社会環境の整備」	18	33	26	7	0	0
III 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」	29	76	68	8	0	0
IV 「男女共同参画社会実現のための推進体制の充実」	11	17	10	7	0	0
計	72	延べ162	138	24	0	0
			85.19%	14.81%	0%	0%

※担当課欄の下段（〇〇課）は、平成29年度時の名称。

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立

計画目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 男女共同参画施策の総合的推進

I-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
「男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同参画都市」の周知	「古河市男女共同参画推進条例」や本市が「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知し、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに男女共同参画に関する活動を積極的にいきます。	○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動により周知を図る ○人権・男女共同参画室所有図書及び専門書の活用	○イベント会場での啓発用品の配布 ・10/14関東ド・マンナカ祭り、11/4古河よかんべまつり(参加延べ人数44名) ○市内店舗での啓発用品の配布 ・1/13ウエルシア薬局古河鴻巣店、カスミ古河店(参加者6名) ○男女共同参画週間中の講演会の実施 ・2/10古河福祉の森会館(参加者95名) ○就学時健診を利用した保護者への啓発 ・11/1下辺見小、11/15古河六小、11/29名崎小(参加延べ人数28名) ・男女共同参画情報を小学校23校へ配布 ○男女共同参画関連図書を2冊購入	A	男女共同参画推進会議や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)と協働し、イベント会場や市内店舗、就学時健診などの場において、市民や事業者へ啓発を行うことができた。また、男女共同参画講演会では定員を超える申込を受けるなど、市民の関心を踏まえた事業を行うことができた。今後の事業の参考とするための図書を購入した。	人権・男女共同参画室
市民意識等の定期的な把握	男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民及び事業所に対する意識等の把握をします。	○講演会、講座等の参加者へアンケート調査を行い、市民や事業所の意識等を把握する(H29年度は意識調査実施せず)	○講演会、講座等の参加者へのアンケート実施 ・2/10男女共同参画講演会 ・12/16、3/10男女共同参画講座	A	講座の内容により質問内容を変えるなど工夫して参加者の意識等を把握することができた。	人権・男女共同参画室

(2) 男女共同参画の視点に立った情報の提供発信

I-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	古河市男女共同参画週間(2月7日～13日)に合わせ、フォーラム・講演会・講座の開催、男女共同参画をテーマにした作品募集等を行い、市民の意識啓発を図ります。	○講演会や講座等を行い市民の意識啓発を図る ○作品募集により市民の関心を高める	○講演会・講座等の開催 ・2/10男女共同参画講演会 ・12/16、3/10男女共同参画講座 ○作品募集の実施 ・一行詩「男女の詩」一行詩部門173作品、イラスト一行詩部門17作品、計190作品応募(最優秀賞各1、優秀賞各3)	A	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会、講座等を企画し、市民の意識啓発を図ることができた。また、作品募集では市内外より190作品の応募が集まり関心を高めることができた。	人権・男女共同参画室
	広報紙及び市公式ホームページの活用や古河市男女共同参画情報通信の発行等を行い、事業所・団体・学校等との連携を図り、様々な形で男女共同参画の必要性が共感できる情報発信を積極的に行います。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し、幅広い世代へ情報を発信する	○広報古河への掲載 ・計3回(6月、9月、3月) ○お知らせページへの掲載 ・計6回(6/15、9/1、11/1、12/1、1/1、2/1) ○市公式ホームページへの掲載 ・作品募集や講演会、講座等の実施について随時掲載	A	広報古河を活用し、女性警察官の仕事紹介やワーク・ライフ・バランスの啓発について発信することができた。また、お知らせページや市公式ホームページを活用し、幅広い世代に事業の周知をすることができた。	人権・男女共同参画室
	男女共同参画推進に関する国・県・他自治体等における研修や講演会等への市民参加を促します。	○各庁舎へチラシ等を設置する ○古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報を提供する	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼 ○国・県・他自治体等の情報を関係者へ随時提供	A	チラシの設置や関係者への情報提供により市民に参加を促すことができた。	人権・男女共同参画室
メディアにおける男女の人権尊重への働きかけ	男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。	○情報発信の際、男女の人権を尊重した表現に配慮する。	○男女の人権を尊重した情報発信のため、言語等に配慮しながら表現の適正化に努めた。また、広報内で使用するイラスト等についても配慮した。	A	目標に対する実績のとおり、文章やイラスト等、編集の際に最大の配慮を心掛けた。	秘書広報課

(1) 学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
人権尊重のための教育と男女平等教育・学習の充実	一人ひとりの人権意識を育むため、小中学生を対象とした人権教室を開催するとともに、中学生人権作文コンテストへの参加を奨励します。	○人権教室の開催 ○中学生人権作文コンテスト参加奨励 関係機関や人権擁護委員古河部会との連携を図り、各小中学校に対して人権教室を実施していきます。	○人権擁護委員古河部会による人権教室 市内小中学校29校 児童・生徒2,512名参加 ○中学生人権作文コンテスト 応募校数 10校 出品数 1,728点 人権作文審査会実施 ・期日 9/6(水) ・会場 総和第二庁舎会議室 I	A	他人への思いやりや労りの心といった人権尊重意識を養うことができた。 中学生作文コンテストでは茨城県大会で優秀賞・優良賞を受賞。	人権・男女共同参画室
	幼少期から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。	○保育士が常に男女共同参画を意識して保育にあたる。 ○人権を尊重した教育や保育を実践し、男女共同参画の意識を醸成する。 ○男女が性別に捉われた役割意識を持たないよう、男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施など、家庭科教育等の充実を図る。	○保育をする上で、保育士が常に男女共同参画を意識し保育を実施した。 ○市内全小中学校における人権教育を兼ねた計画訪問で、教職員に対する男女共同参画意識の醸成を図った。 ○市内全小学校での家庭科教育及び市内全中学校での技術・家庭科教育において、男子児童・生徒の家事参加意識の育成や女子児童・生徒の木工作業等により、男女の役割意識にとられない教育の充実を図った。	A	保育士が保育に当たる際、男女区別することなく保育を行った。 人権教育を兼ねた計画訪問による男女共同参画意識の醸成や家庭科教育及び技術・家庭科教育における男女の役割意識にとられない教育の充実等、実施目標を達成することができたため。	子ども福祉課 指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	○人権教育講演会の開催 市職員や教職員、市民参加のもとに人権に対する正しい理解と認識を持つことを目的とした人権に関する講演会を開催いたします。 ○市職員、教職員が連携し、会場設営を行い、市民が興味・関心のある分野の講演会の開催を目指します。	○古河市人権教育講演会(古河市・教育委員会主催) ・期日 8/2(水) ・会場 とねミドリ館 ・講師 大胡田 誠氏 ・演題 「対話こそ共生社会を開くカギ」 障がい者に対する差別とは ・参加者 人権擁護委員、市職員、教職員など約620人 ○古河市人権教育講演会 ・期日 8/2(水) ・会場 とねミドリ館 ・講師 大胡田 誠(全盲の弁護士) ・演題 対話こそ、共生社会を開くカギ ～障がい者に対する差別とは～ ・参加者 625名	A	教育委員会との連携し人権教育の啓発の観点から講演会を実施した。 市職員及び教職員を対象とした講演会を開催した。	人権・男女共同参画室 生涯学習課
	市主催及び関係機関の研修や講演会等に参加するよう促し、保育現場での活用を図ります。	○研修に進んで参加する。	○保育士3名が研修に参加し、保育実務での活用を図った。	B	次年度はさらに研修参加人数を増やしていきたい。	子ども福祉課
	男女共同参画の視点に立った教職員の研修等の充実を図ります。	○市内全32校に人権教育計画訪問を兼ねた計画訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた人権教育について指導する。	○市内全小中学校における人権教育を兼ねた計画訪問を実施し、教職員に対して、男女共同参画意識を含めた人権教育について指導した。	A	人権教育を兼ねた計画訪問での教職員に対する男女共同参画意識を含めた人権教育についての指導等、実施目標を達成することができたため。	指導課
	県教育委員会・県教育研修センター主催による男女共同参画に関する講演会・研修会等への派遣を行います。	○県西地区人権教育研修会に全小中学校の人権教育主任を派遣する。	○平成29年6月1日県西生涯学習センターで開催された平成29年度県西地区人権教育研修会に市内全小中学校の人権教育主任を派遣し人権教育に関する理解を深めた。	A	平成29年度県西地区人権教育研修会に市内全小中学校の人権教育主任を派遣し人権教育に関する理解を深める等、実施目標を達成することができたため。	指導課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
性別にとらわれない指導等の充実	生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択できるよう適切な進路・就職指導等を実施します。	○市内全中学校9校において、生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択出来るよう適切な進路・就職指導を実施できるようにキャリア教育を推進する。	○市内全中学校において、性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路選択ができるようキャリア教育を推進し、適切な進路・就職指導を行うことができた。	A	性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路選択ができるようキャリア教育を推進し、適切な進路・就職指導を行う等、実施目標を達成することができたため。	指導課
	小学校に理科教育支援員を配置し、科学への関心を高める授業を行います。	○観察実験を積極的に実施する。	○小学校に配置した理科教育支援員を活用し、観察・実験を積極的に実施することができた。	A	小学校に配置した理科教育支援員を活用し、観察・実験を積極的に実施する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
	性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料を活用します。	○市内全32校において、性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料(38)の活用について指導する。	○計画訪問や生徒指導訪問等において、性別にとらわれない指導等の充実のため、「みんなえがお 人権教育指導資料第38集」の活用について指導した。	A	計画訪問や生徒指導訪問等において、性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料の活用を指導する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
教育・保育等実践活動での男女共同参画の推進	学校・保育所等の行事運営やPTA・保育所等保護者会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	○保護者参加行事は、男女どちらでも参加できる行事を企画する。	○保護者参加行事企画の際は、父親が参加できるよう意識して運営に心掛けた。	A	運動会など、男女どちらでも参加できる種目を取り入れている。	子ども福祉課
		○女性の参加が圧倒的に多い家庭教育学級活動において、父親の参加を促すため、父親学級の活動支援として補助金を交付し、活発な開催を促します。	○父親で組織した家庭教育学級 2学級 ○父親の家庭教育参加を考える講座 ・3学級194名(古河一小42名、古河五小52名、西牛谷小100名)	A	男女が共同で参画できる体制を推進するため、父親の家庭教育への参画を促すことができた。	生涯学習課
		○市内全32校において、PTA活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる活動体制を指導する。	○市内全小中学校において、PTA活動、児童・生徒会活動における男女が共同で参画できる活動体制について指導した。	A	市内全小中学校において、PTA活動、児童・生徒会活動における男女が共同で参画できる活動体制について指導する等、実施目標を達成することができたため。	指導課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供	市民を対象とした人権教育講演会や人権セミナーを開催します。	○人権教育講演会の開催 市職員や教職員と連携し、人権教育の一環として一般市民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に講演会を開催いたします。	○古河市人権教育講演会（古河市・教育委員会主催） ・期日 8/2（水） ・会場 とねミドリ館 ・講師 大胡田 誠氏 ・演題 「対話こそ共生社会を開くカギ」 障がい者に対する差別とは ・参加者 人権擁護委員、市職員、教職員など約620人	A	教職員と連携協力し、市内・市外から多くの参加者を集め、人権教育を実施できた。	人権・男女共同参画室
		○市職員、教職員と連携し、市民が興味・関心のある分野の講演会の開催を目指します。	○古河市人権教育講演会 ・期日 8/2（水） ・会場 とねミドリ館 ・講師 大胡田 誠（全盲の弁護士） ・演題 対話こそ、共生社会を開くカギ ～障がい者に対する差別とは～ ・参加者 625名	A	障がい者である講師を招いて、障がい者に対する差別について、講演会を開催することで、市民への人権意識を啓発した。	生涯学習課
未就学児や小中学生の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。	○小中学校等に対し、市独自の親学習プログラムを活用した家庭教育学級の開催を促します。	○家庭教育学級担当者会議 ・期日 4/27（木） ・参加者 109名 ○家庭教育学級合同情報交換会 ・期日 6/8（木） ・参加者 146名 ○家庭教育講演会 ・期日 7/12（水） ・会場 とねミドリ館 ・講師 杉山 明美 氏 ・演題 早寝早起き朝ごはんの重要性 ～よく分かる次世代栄養学～ ・参加者 190名	A	担当者会議、情報交換会、講演会を開催し、家庭教育学級の推進と、学校とPTAの連携が図られた。	生涯学習課	
青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	○定期街頭パトロール及び特別街頭パトロールを実施します。 ○古河、総和、三和各支部ごとに、特色ある青少年健全育成活動を実施します。 ○青少年相談員の研鑽のため、定期的に研修会を実施します。	○青少年相談員138人、特別青少年相談員1人 ○定期街頭パトロール ・古河支部 35回、総和支部 32回、三和支部 31回 ○特別街頭パトロール ・古河支部 7回、総和支部 10回、三和支部 10回 ○第19回関東東・マンナカ祭り（総和支部） ・10/14・15 青少年アンケート回答 707人 ○さんわ青少年フォーラム（三和支部） ・1/27（土） 相談員28人 生徒32人参加 ○第7ブロック青少年相談員連絡協議会研修会 ・12/16（土） 相談員65人参加 ○視察研修 1/21・22 榛名女子学園 相談員36人参加 ○環境浄化活動	A	青少年相談員を中心とした街頭パトロールなどを行うことで、青少年のための健全育成活動が推進された。	生涯学習課	

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女共同参画の視点に立った生涯学習講座・スポーツ・レクリエーション活動の支援	市民講師登録による生涯学習指導者登録情報の充実及び提供を図ります。	○市民の学びたいという要望に対して、指導者バンクの中から、積極的に講師の案内をします。 ○市広報やホームページを活用し、指導者登録情報の充実を図ります。	○講師登録人数 413名 ○依頼のあった団体等への情報提供件数 40件	A	指導者バンクを活用した情報提供により、市民の学びたいという要求に応えることができた。	生涯学習課
	子育て中の親が安心して学ぶ機会を確保するため、一時保育付講座を開催します。	○市地域女性団体連絡会などの、子育て支援に関し積極的に取り組んでいる団体等に協力を依頼し、一時保育付きの生涯学習講座等を開催します。	○子育て講座等において、託児室を設置し、託児員を派遣 ・6/8 家庭教育学級合同情報交換会 ・7/12 家庭教育講演会 ・8/18.19 中高生乳幼児ふれあい交流事業 ・12/11 古河市民大学子育てカフェ	A	子育て中の親が安心して参加できるように、地域女性団体連絡会などに依頼し、一時保育付きの事業を行った。	生涯学習課
	子どもから高齢者まで気楽に楽しむ、爽快感が味わえる生涯スポーツの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	○より多くの市民が参加できるようレクリエーション大会等のスポーツ振興事業を行う。	○ニュースポーツ等のレクリエーション大会を開催し、子供から高齢者、男女問わず楽しめるよう努めました。 ・古河市ウォークラリー大会 6月3日(土) 33チーム(参加者140人) ・古河市小学生なわとび大会 2月3日(土) 参加者 個人ジャンプ 288人、 チームジャンプ 7チーム ・体力測定会 7月8日(土) 参加者 70人	A	企画した事業を実施することで、市民の健康の維持・増進を図ることができた。	スポーツ振興課

(1) 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

I-3-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
家庭内等で起こる暴力の防止と関係機関との連携	DVやデートDV防止と被害者保護のため、関係機関と連携を図り、意識啓発に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせた啓発キャンペーンを実施します。	○「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて啓発活動を行い、市民への周知を図る。	○キャンペーン期間中に、市内子育て支援施設及び公共施設合計30施設にポスター及び啓発グッズを設置し、女性に対する暴力の防止を啓発した。	A	キャンペーン期間に合わせ、ポスター及び啓発グッズを設置し、市民への周知を図ることができた。	子ども福祉課

(2) セクシュアルハラスメント防止対策の推進

I-3-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職場・学校・地域活動における防止対策の推進	あらゆる世代に対しセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等が人権侵害であることを意識づけるための啓発活動を行います。また、事業所がハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。	○各庁舎へ関連チラシ等を設置する ○事業所へ情報を提供する	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼	B	事業所への情報提供を積極的に行う。	人権・男女共同参画室

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
被害者に対する相談体制の充実	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます。 (人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談)	○常設及び特設の人権相談窓口を開設する。 関係先機関と連携し相談体制の充実を図り、人権問題の早期解決に向け、基本的な人権の実現を目指す。	○人権擁護委員による人権相談 ・(定例人権相談) 実施 4.5.7.9.10.11.3月の第2水曜日 13:00~15:00 会場 古河・三和庁舎 ・(特設相談) 人権擁護委員の日に係る相談 実施 6/1(木)10:00~15:00 会場 古河・三和庁舎 ・(人権週間に係る相談) 実施 12/1(金)三和庁舎10:00~15:00 12/8(金)古河庁舎10:00~15:00 ○人権啓発街頭キャンペーン 実施 11/18(土)10:00~12:00 会場 ジョイフル本多古河店 ○子どもの人権SOSミニレター ・市内小中学校児童生徒全員に配布	A	関係機関や人権擁護委員古河部会との連携を図り、人権相談における窓口を開設することにより人権問題解決への体制を確立した。 また街頭キャンペーン等を行うことにより市民に対し人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	人権・男女共同参画室
		○相談窓口を設け、市民の相談に応じる。相談者のニーズを把握し、早期問題解決につなげる。	○平成29年度は子ども福祉課に自立生活支援相談員を4人配置し、庁内の各種相談先と連携し、連絡の整備、情報の共有化を図る体制をとっている。 ○相談時間の延長(16時~17時までに変更)を実施した。	A	相談員が市民の相談に応じ、関係機関等と連携を図り、相談者の問題解決に繋ぐことができた。	子ども福祉課
		○市民生活上のトラブルや悩みごと多岐にわたっていることから、相談窓口を設け市民の相談に応じる。	○無料法律相談の実績 ・古河庁舎 月2回 ・総和庁舎 月1回 ・三和庁舎 月1回 総件数294件(うち家族に対する事89件,その他205件)	A	相談時間は30分になっており、相談の充実を図っている。法律相談の実施率が高いため。	市民総合窓口課
		配偶者暴力相談支援センターを中心に、離婚・DV・子育てに関する相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。	○相談窓口を周知し、市民の相談に応じる。	○広報古河お知らせのページの各種相談の中にDV相談を明記し、相談先を市民に周知した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)に合わせ、市内子育て支援施設及び公共施設合計25カ所にポスター及び啓発グッズを設置し、市民への周知を行った。	A	広報誌やキャンペーン期間を利用して相談窓口を市民へ周知することができた。
被害者の保護や自立支援のための関係機関との連携強化	県の婦人相談所、警察署、一時保護所等、公的機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を行います。	○相談技術のスキル向上を図ることによって、相談業務を円滑に行う。	○県の女性相談センター及び警察署とは、密に連絡を取り合い、連携している。 ○県の実施する研修や内閣府主催の研修に積極的に参加し、相談技術のスキル向上を図った。	A	各種の専門研修に参加し相談技術のスキル向上を図ることができた。また、関係機関とは緊密に連携を図ることができた。	子ども福祉課
	DV及びストーーカー行為等の被害者の保護のため、関係機関等と連携を図り、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	○被害者の保護や支援のため関係部署と密に連絡を取り、情報の共有をして対処する。	○「配偶者暴力防止法」「ストーーカー規制法」「児童虐待防止法」「その他準ずるケース」による支援を実施している。	A	被害者の保護や自立支援の為関係機関等と密に情報を共有し対処する事ができた。	市民総合窓口課
	広報紙・市公式ホームページ・イベントによる周知や関係機関との連携を強化し、被害者への支援体制の充実を図ります。	○啓発チラシ配布による市民への周知。 ○広報誌や誌公式ホームページ等による市民および事業所への周知。	○犯罪抑止活動を推進するため、青色防犯パトロール活動を計画的に実施した。 ○古河市被害者支援連絡協議会(市・警察署)が中心となり、広報活動、街頭キャンペーンを実施した。	A	パトロールの計画を定め、目標通り事業を実施した。 目標通り、強化期間に、キャンペーンを実施した。	交通防犯課 (防災交通課)

基本目標Ⅱ いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標1 雇用の場における男女平等の実現

(1) ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保

Ⅱ-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業所における男女の均等な機会の確保及び啓発活動の実施	ポジティブ・アクションの更なる推進等による職場における男女間格差の解消に向け関係機関と連携し、積極的に事業所への広報・啓発に努めます。	○国・県からの情報を随時提供し啓発を図る	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンの転送13回	B	事業所のニーズに合った情報提供を行えるよう検討する。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、事業所における男女の均等な機会の確保に対する啓発に努めた。	商工政策課
	事業所に対しトップセミナーやリーダー研修等への参加を促し、事業所における方針・決定の場に、女性が多く参画できるよう働きかけます。	○トップセミナー等の研修への参加を促す	○市公式ホームページにてハーモニーフライトいばらき研修員募集案内の掲載 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ県トップセミナー開催案内周知	B	事業所に対し方針・決定の場への女性の参画について働きかける。	人権・男女共同参画室

(2) 各種法律・制度の周知及び関係機関との連携

Ⅱ-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの関係法令や、各種制度の周知及び関係機関との連携	国・県・関係機関等から「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「女性活躍推進法」等の情報を収集し、事業所・団体等へ周知及び啓発を行います。	○国、県等からの情報を提供し、法令や制度等の周知を図る	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンの転送13回	B	工業会会員企業へメール登録の依頼を積極的に働きかける。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、各種法制度の周知に努めた。	商工政策課

(1) 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

II-2-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
農業や商工業等の自営業における男女共同参画の促進	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、古河商工会議所・古河市商工会女性部の活動を支援します。	○活動支援を通じ、共同参画の促進を図る。	○ド・マンナカ祭りの運営委員として、参画していただいた。また、商工会、商工会議所を通じて補助金等の間接的支援を行っている。	A	ド・マンナカ祭りの運営委員等を通じて、女性部と密に連携を取った。また、補助金等の間接的支援を行った。	商工政策課
	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、中小企業のための低利融資制度の充実を図ります。	○中小企業向けの低利融資制度の事業を継続し、中小企業金融の円滑化を図る。	○自治金融、振興金融の融資のあっせん、保証料及び利子の補給 保証料補給 584件 利子補給 153件	A	低利融資制度を通じて、中小企業金融の円滑化を図った。	商工政策課
	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業者の育成を図ります。	○各団体が事業を円滑に推進できるよう支援していく。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・農産加工講座 1回開催 ・農村女性講座 3回開催 ○女性農業士会坂東支部主催 ・「ドリームアグリカルチャー」2回 ○若手女性農業者団体「桃HANA☆」 ・会議、研修会 11回開催	A	ほぼ例年どおりの成果。継続して、坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、女性講座の開催、受講生の募集を行っていく。	農政課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
家族経営協定の締結の促進	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結を促進します。	○家族経営協定の推進を図るため、関係機関と検討を行う。	○家族経営協定の推進 ・121経営体 ○農業経営への女性参画を推進する女性団体（パートナーシップ活動推進委員会）への支援 ・会議・研修会・講座 12回開催	A	家族経営協定の更新時に経営体の減少が生じてしまった。更に推進を図るための取り組みとして、説明会等の啓発活動を行っていく必要がある。	農政課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性農業者等への支援	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行い、農村女性大学等の参加促進や女性農業者の海外体験研修への参加を促します。	○関係機関と連携を取り、受講者の確保に努める。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・複式簿記の理論コース 6回開催 ・パソコンによる簿記記帳実践コース 12回開催 ・「アグリセミナー」の講座 10回開催	A	ほぼ例年どおりの成果。計画的に経営能力向上のための講座を開催し、受講生の募集を行っていく。	農政課

(2) 女性の継続就業の支援

II-2-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク（公共職業安定所）等との連携を図り、求人情報の提供に努めるほか、スキルアップへの取り組みを支援します。	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布および掲示板の更新(毎週)	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布及び掲示板の更新（毎週）を行った。	A	隔週、各庁舎に求人情報を掲示した。	商工政策課
	女性の就業機会を高めるため、委託事業等による再就職のための支援やパートタイム就労希望者等に対する相談及び情報の提供を行います。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○「子育てママ再就職支援事業」等チラシの配布を行った。		A	女性の就業機会を支援するために、積極的に情報提供を行った。
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
待機児童の解消	「古河市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育所の開園や移転改修を行い、公立保育所の定員を増やし、待機児童解消を目指します。	○民間保育園や小規模保育所への財政支援（施設整備補助）を積極的に行うとともに、拠点施設となる上辺見保育所の設計・工事を実施する。	○私立保育園（1園）の創設と防犯対策事業（4園）への整備補助を実施した。上辺見保育所移転整備に関しては、12月に工事契約を締結し、移転整備を開始した。	A	創設した私立保育園の定員数は71名の増、上辺見保育所は60名の増となる。	子ども福祉課

(3) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

II-2-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
労働時間短縮等の労働環境の整備	男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境整備についての情報提供を行います。また、「働く女性の家」等、勤労者のための施設の活用を図ります。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知 ○働く女性の家において、平日夜間に開催する講座を開設	○働く女性の家において、平日夜間に開催する講座を開設 ・17講座 92回	A	勤労者向けの講座の充実を図ることにより、男女共同参画社会の実現に努めた。	商工政策課

(1) 仕事と生活の両立支援

II-3-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
一人ひとりの生活様式に合わせた柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの促進	テレワークやフレックス制度などの情報を提供し、一人ひとりのライフイベントや生活様式に合わせた柔軟な勤務制度への理解を深めます。	○個人のライフスタイルに応じた柔軟な働き方に関する情報を提供し、理解を深める	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンの転送13回	B	柔軟な勤務制度の普及について事業所・団体のトップ層へ働きかける。	人権・男女共同参画室

(2) 仕事と育児・介護の両立のための環境整備

II-3-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭両立支援セミナー等を開催します。	○仕事と家庭生活等の両立支援を行う講座等を開催する	○ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会、講座等の開催 ・12/16「思春期の子どもと何を話そう? どう話そう? ~すぐに使える親子のコミュニケーション」講師:小崎恭弘(参加者38名) ・2/10「笑って考えるワーク・ライフ・バランス~男の家事が社会を救う~」講師:瀬地山角氏(参加者86名) ・3/10「50代・60代男のスターティング・ノート~定年世代の生き方講座~」講師:吉岡俊介氏(参加者20名)	A	年間テーマをワーク・ライフ・バランスに絞り、様々な年代を対象とした講演会や講座を企画することができた。	人権・男女共同参画室
	介護に関する情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	○在宅介護支援センター等に委託し年12回実施予定。介護方法等の講習会や介護者交流会を実施し、介護者の負担軽減を図る。	○介護方法の習得および介護者同士の交流や情報交換ができる場として、介護支援講座を実施(年12回・延べ225人参加)。広報にて毎月周知した。	A	介護支援講座を実施し、介護者同士交流しながら学ぶことができた。	地域包括支援センター
	3年に1回、「みんな笑顔で介護保険」(パンフレット)を作成し、全戸配布するとともに、窓口において、介護申請の方法やサービスの内容について、本人や家族に情報提供を行います。	○平成30年度~32年度の3カ年にあたる第7期介護保険事業計画を策定し、そのパンフレットを平成30年度に全戸配布する。全戸配布することにより、改正後の介護保険制度への理解を促し、情報提供を行う。	○平成29年度に第7期介護保険事業計画を策定したので、計画策定の翌年度である平成30年度にパンフレットを作成します。全戸配布することにより、改正後の介護保険制度への理解を促し、情報提供を行います。	A	介護計画の策定は目標どおり実施できました。介護申請の方法やサービスの内容についての案内は各窓口において丁寧に行い、本人や家族にわかりやすい情報提供を行っています。	介護保険課
	妊娠初期から、妊娠・出産に関する相談しやすい体制を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	○すこやかな妊娠生活と安心して出産・育児を迎えられるようにする。 ○母親同士の交流を図り、育児不安を軽減する。	○マタニティスクールの開催 1コース3回、年5回、参加者数150人 <妊娠編>妊娠中の過ごし方、栄養 <安全・母乳編>妊婦体操・呼吸法 <育児編>産後の生活と赤ちゃんの保育、先輩ママとの交流	A	妊婦同士や先輩ママとの交流により、出産や育児に対する不安が軽減され、「出産育児が楽しくなった」と効果がみられる。	健康づくり課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業所等における育児・介護休業制度の利用の促進	男性中心型労働慣行等の見直しの広報活動を行い、男性の育児・介護休業取得を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス研修会やリーダー研修会等の機会を捉え、事業所・団体等へ働きかけます。	○他団体等で開催する事業所向けの研修について周知する ○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンの転送13回 ○ワーク・ライフ・バランスをテーマとした市主催の講演会、講座の開催案内 ○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。○市広報紙等により市民へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	B A	意識啓発や勤務制度の整備について更なる情報提供を行う。 パンフレットの配布や広報等による周知により、育児・介護休業取得促進に努めた。	人権・男女共同参画室 商工政策課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
多様な保育サービスの充実と子育て支援	延長保育・特定保育・一時保育・休日保育・病児・病後児童保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	○民間保育園13ヶ所で、延長保育・一時保育・病児病後児保育等を実施した園に補助金を交付する。	○延長保育補助金を私立保育園12ヶ所に交付（5,307,000円） ○一時保育補助金を私立保育園6ヶ所に交付（17,943,000円） ○病児病後児等補助金を私立保育園2ヶ所に交付（8,640,000円）	A	民間保育園における多様な保育サービスの実施についての定着を図ることができた。	子ども福祉課
	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポート・センター事業の充実及び地域子育て支援事業の促進を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業の充実、地域子育て支援センターの充実。	○ファミリー・サポート・センター事業 ・施設利用者数2,452人（延べ人数）、施設サービス利用時間15,670時間（延べ時間） ○地域子育て支援事業 ・公立3ヶ所、私立4ヶ所	A	平成28年度に開設した駅前子育て支援センターは、週3回の開所であったが、年間延べ人数950人の利用があり、中心市街地での子育て支援の拠り所として定着した。	子ども福祉課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
介護サービス体制の充実	市民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する支援を効果的・効率的に実施することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業をスタートします。また、介護状態にならないための、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域住民の主体的な介護予防の育成・支援を行います。	○介護予防・日常生活支援総合事業の施行により、要支援者等の自立に向けた効果的な支援を提供する。また、当該事業の制度内容と並行して、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域住民の主体的な介護予防の育成・支援を行う。	○介護予防・日常生活支援総合事業の施行に伴い新たに市独自の基準のサービスとして訪問サービスの家事応援訪問サービスや通所サービスのミニデイ型サービス及び短期集中介護予防通所サービスを実施しました。また、介護予防出前教室やさわやか教室 ・介護予防料理教室・シルバーリハビリ体操教室等の実施を含め、介護予防のためのキャンペーン等を行い介護予防の普及啓発に努めました。	A	要支援者等の自立に向けた効果的な支援として、予防給付のほか新たに市独自のサービスとして3種類のサービスを提供し、介護予防に関する様々な取り組みを実施しました。	高齢福祉課
	介護を必要とする市民の相談や情報提供などを実施し、要支援者等のニーズに応じた適切なマネジメントやサービスの調整を図ります。	○介護が必要となった高齢者（要支援認定者・事業対象者）に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを通し、自らの能力を生かし、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるように支援します。また、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携を図り、個々のニーズに応じた介護サービス体制の充実を図ります。	○介護を必要とした高齢者に対する、ケアマネジメント支援およびその家族への介護に関する支援を実施した。 ○多職種・多機関の連携体制の構築のための医療・介護職を対象に協議会や研修会（年3回・延べ349人参加）の開催や、地域ケア会議を通して、地域課題・必要なサービス等の検討を行った。	A	個々の高齢者や家族への支援および介護サービスの体制の充実に向けた、多職種・多機関との検討が実施できた。より地域の実情に合わせた体制づくりを目指したい。	地域包括支援センター
	介護に関する相談を行い、随時情報提供を行います。また、3年ごとに市民のニーズを把握し、「介護保険事業計画」を策定します。	○介護に関する相談・問い合わせに応じて、介護保険法に基づいたサービス利用等の情報提供を行う。また、すでに平成28年度に実施しているニーズ調査、及び介護実態調査の内容を分析し盛り込み、平成30年度に向けて第7期介護保険事業計画を策定する。	○介護に関する相談・問い合わせに応じて、介護保険法に基づいたサービス利用等の情報提供を行いました。また、第7期介護保険事業計画を策定においてニーズ調査及び介護実態調査の内容を分析し計画に盛り込みました。	A	介護計画は目標どおり市民のニーズや現状を把握したうえで策定しました。	介護保険課

(3) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

II-3-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業所における働き方の見直しの促進や、先進的取り組み等の情報の提供	仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しについて、普及・啓発に努めます。	○ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の紹介を行い、働き方を見直す機会を提供する。	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンの転送13回	B	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所を把握する。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、就労と家庭生活の調和のとれた環境を構築のための啓発に努めた。	商工政策課

(4) 男性にとっての男女共同参画の推進

II-3-(4)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
性別による固定的役割分担意識の解消や、働き方の見直しによる男性の地域・家庭への参画の促進	性別による固定的役割分担意識の解消や男性中心型労働慣行等の見直しを行い、男性の地域・家庭への参画を促進するとともに、男性のロールモデルを発掘し、活躍事例を積極的に発信します。	○地域や家庭へ積極的に参画している男性を紹介し、男性の意識啓発を図ります。	○男性の家事・育児への参画を促進する講演会の開催 ・2/10「笑って考えるワーク・ライフ・バランス～男の家事が社会を救う～」講師：瀬地山角氏(参加者86名)	A	定員を超える申込を受けるなど市民に関心のあるテーマで講演会を開催することができた。	人権・男女共同参画室

(1) 女性の人材発掘と情報収集・提供

II-4-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性の人材発掘と情報収集	市の政策・方針決定の場への女性の参画実現を目指すため、市政に関心を持ち、市の審議会等の委員として活動意欲のある人の、女性人材バンクへの登録を促進します。	○女性の人材について他課と連携し把握に努める	○他課との連携による女性団体及び代表者の把握	B	登録促進活動を継続して実施する。	人権・男女共同参画室
女性の人材を育成するための研修機会の提供	女性の人材を育成するため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会等の情報を提供します。	○各庁舎へチラシを設置する ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報提供する	○各庁舎へチラシ設置の依頼 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員への情報提供 ○県女性プラザ講演会への参加 ・10/28「自分という人生の長距離ランナー」講師：増田明美氏(参加者16名) ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)役員による合同視察研修 ・10/10日立市女性センター「らぼーるひたち」(参加者9名)	A	今後も女性の人材育成を目指すため講演会への参加や視察研修を実施する。	人権・男女共同参画室

(2) 女性のチャレンジ支援の推進

II-4-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性の起業・経営能力向上支援の推進	女性の能力発揮を支援する制度や起業・経営能力向上セミナー等の情報提供を行います。	○各庁舎へ関連チラシ等を設置する	○各庁舎へ関連チラシの設置依頼 ○県主催セミナーへの職員参加 ・11/28「知って得するやさしいマネープランセミナー」講師：武石郁美氏	A	今後もチラシ等で情報を提供し、国・県・他自治体等へのセミナーに参加する。	人権・男女共同参画室
	古河商工会議所、古河市商工会と連携して創業に関する相談窓口となり、関係機関や各種制度を紹介し、女性の起業・経営能力向上を支援します。	○創業に係る各種支援制度について紹介を行う。	○創業支援セミナーを開催し、起業を計画する女性の知識習得を支援した。	A	創業支援セミナーを通じて、女性起業者の支援を積極的に行った。	商工政策課

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

計画目標1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

(1) 女性の政治への参画促進

Ⅲ-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性の政治への参画促進	女性の政治への関心と参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	○各庁舎へチラシを設置する	○各庁舎へ関連チラシの設置依頼	B	情報提供だけでなく積極的な情報発信を行う。	人権・男女共同参画室
		○議会だより、ホームページに会期日程と併せて傍聴内容を掲載及びホームページに会議録等の市議会の記録を掲載します。また、インターネットによる議会本会議のライブ中継及び録画配信により、市議会への関心を促します。 ○議場コンサートを開催し、市民が気軽に議会へお越しいただける親しみやすい議会を目指します。	○平成29年傍聴者数実績 男性：143人（H28年：206人） 女性：146人（H28年：136人） ○古河市ホームページ 市議会の審議結果等、速やかに更新している。 ○インターネット中継 議会本会議に加え、常任委員会におけるライブ中継及び録画配信も開始した。 ○議会だより 傍聴者数やインターネット中継の案内、次回の定例会の会期日程等を掲載している。 ○議場コンサートの傍聴者数 平成29年第2回定例会：30人 平成29年第3回定例会：37人 平成29年第4回定例会：34人 平成30年第1回定例会：23人	A	議会本会議に加え、常任委員会においてもインターネット中継を開始し、さらに、議会だよりやホームページで傍聴の案内を掲載することにより、傍聴の促進を図っている。また、議場コンサートの開催効果もあり、女性数も多くなっている。	議会事務局
		○選挙啓発活動による周知 ○広報紙や市公式ホームページ等による選挙啓発	○「平成30年古河市成人式典」及びイベント会場において選挙啓発活動を行い、女性有権者や古河市明るい選挙推進協議会の女性会員の政治への関心を促した。また、会員に対し、市議会傍聴の促進を図った。	B	実施方法、回数等を見直し、更なる活動が必要なため。	選挙管理委員会
女性の市政に対する関心を高めるとともに、多様な意見や提言を市政に反映させる機会を設けます。	○市長との意見交換会を実施する	○古河市男女共同参画推進会議委員と市長による意見交換会の実施 ・10/3実施	A	委員の意見や考えを市長に直接提言することができた。	人権・男女共同参画室	
議会報告会の開催や市議会議員等との意見交換会等を通し、市政についての理解を深め、多様な意見や提言を市政に反映させます。	○議会基本条例の施行を受け、市民に開かれた議会を実現するため、議会報告会を開催します。	○平成29年5月20日に議会報告会を開催した。103名の市民の参加があり、議会報告に対する質疑や意見交換会が行われた。併せて来場いただいた市民に向けたアンケートも実施し、「また参加したい」との意見が多く寄せられた。	A	ポスターやチラシの作成・配布など、広報活動の面においても積極的に行った。	議会事務局	

(2) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

III-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
各種審議会等への女性委員の積極的登用	各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進し、平成32年度までに女性委員の割合を35%とするよう努めるとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。	○庁議や庁内イントラネットを活用し、各課へ女性委員の登用を促す	○庁内へ審議会等の女性委員の登用について依頼(登用状況24.7%H29.4.1現在)	B	継続して庁内へ女性委員の積極的登用を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかける。	人権・男女共同参画室
	女性の市政への参画促進と、幅広い市民の意見を反映させるため、各種審議会等の公募委員の割合拡大を促します。また、各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	○庁議や庁内イントラネットを活用し、各課へ女性委員の登用を促す	○庁内へ審議会等の女性代表の就任促進について依頼 ・市民公募を行っている審議会等の割合7/29 ・女性委員不在の審議会等の割合2/29	B	継続して庁内へ公募委員の割合拡大や女性代表の就任を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかける。	人権・男女共同参画室
	各種審議会等における女性委員参画状況調査を行い、公表します。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し市民へ公表する	○女性委員登用調査を各課に依頼	B	広報紙や市公式ホームページにて女性委員の登用状況を市民に知らせる。	人権・男女共同参画室

(3) 市政への男女共同参画の促進

III-1-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市政への男女共同参画の促進と提言機会の充実	広報紙及び市公式ホームページ等により、市政に関する情報の提供を充実します。	○広報紙等に継続的に市政の情報を掲載し、より分かりやすい情報提供に努める。	○より分かりやすい情報提供のため、簡潔で明瞭な文章とイラスト等を用い、市政情報を発信した。	A	市民に必要な情報を、分かりやすく親しみやすい表現で広報紙に掲載している。	秘書広報課
	重要な計画の策定時などにおける、パブリックコメントを実施します。	○市民の意見の収集	○平成29年度策定計画のうち6件についてパブリックコメントを実施しました。 ・古河市効率保育所運営ビジョン 他5件	A	策定段階で適正に実施されたため。/より多くの意見を収集するため、周知方法や実施場所について検討します。	企画課
	市民による自主的かつ主体的な活動に基づく市民自治によるまちづくりの推進を目的として、市民と意見交換を行い、市民の市政への参加及び行政との協働を図ります。	○行政自治会と連携し、定期的に地域の課題等を聞き取りなどを行い、地域との連絡調整を図る。	○行政自治会会議や定期的に自治会長及び行政区長宅へ訪問し、各自治会や行政区等地域における現状や行政に対する意見などを伺い、必要に応じて関係各課へ取り次ぎ、市政に活かした。	A	会議や聞き取り等を通じ、行政自治会と連携して、行政との連絡調整が図られた。	市民協働課
	市民からの意見・要望などを受付し担当部署との連絡調整を行います。	○市民からの意見・要望に対する対応と解決	○市民からの、意見・提案を古河ホームページ、投書箱、電話などで受付し、担当部署との連絡調整を行っている。	A	担当部署との連絡調整が速やかに行われたため。	市民総合窓口課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
「女性活躍推進法」に基づく民間企業への働きかけ	事業所に対して「女性活躍推進法」について周知し、事業主行動計画を策定するよう啓発を行います。	○事業所へ情報の提供を行う	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンの転送13回	B	情報提供だけでなく積極的な情報発信を行う。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	市民及び企業への周知により、女性の職業生活における活躍を推進した。	商工政策課
	女性が働きやすい職場環境づくりを進めている民間企業に関する契約事業の対応について、県及び近隣自治体の動向把握に努めます。	○入札参加資格申請の評価加点項目としている自治体等の調査把握。	○茨城県における取組調査(把握内容) ・常勤職員割合25%以上又は常勤職員5人以上の場合に3点加点。 ・「いばらき女性活躍推進会議」に会員登録している企業に2点加点。	A	研修会等の際に、茨城県や近隣自治体の動向の確認実施。	契約検査課

(1) 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
児童虐待防止に向けた意識啓発と支援体制の整備	児童虐待防止推進月間(11月)において、古河市虐待DV対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業(オレンジボンキャンペーン)を行います。	○児童虐待防止推進月間期間中に広報啓発活動を行う。	○児童虐待防止推進月間(11月)にオレンジボン街頭キャンペーンを実施。ショッピングセンターにて、関係者(主任児童委員連絡会・古河警察署・古河保健所・筑西児童相談所)の協力を得て、啓発パンフレットを800部配布した。 ○広報古河(11月1日号)に児童虐待防止を啓発する内容の記事を掲載した。	A	広報誌における啓発に加え、街頭キャンペーン活動を実施し、市民への意識啓発することができた。	子ども福祉課
	児童虐待防止の充実強化及び早期発見のため、福祉事務所、民生委員児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の交換を行い、適切な保護を行います。	○関係機関と情報共有し、連携を強化する。	○古河市虐待DV対策地域協議会(要保護児童対策地域協議会)において、要保護児童の対応や支援を行っている。地域で見守りが必要な家庭に対して、定期的に関係者で対応会議を開催し、連携を図っている。	A	協議会を構成する関係機関で必要に応じて対応会議を開催し、情報共有や支援方針を協議し、地域での見守りを行っている。	子ども福祉課
	筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、小中学校で虐待と思われる事案について迅速に対応します。	○市内全32校に対して、計画訪問等をおして虐待に対する対応の指導を行う。また、市担当課、児童相談所との情報交換を行う。	○市内全小中学校に対して、計画訪問・生徒指導訪問等をおして、虐待に対する対応の指導を行った。また、虐待の事案が発生した際は、筑西児童相談所及び市担当課、古河警察署生活安全課等と連携し迅速な対応を行うことができた。	A	○計画訪問・生徒指導訪問等をおして、虐待に対する対応の指導を行うとともに、虐待の事案が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行う等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
子どもに関する相談支援体制の整備・充実	子育て中の親の悩みを解消するため、家庭児童相談や乳幼児健康相談の充実を図ります。	○相談窓口の周知と相談支援の充実を図る。	○電話相談及び来所相談者に対して、関係機関と連携をしてニーズに即した支援を行っている。 ○研修に参加し、相談技術のスキル向上を図った。	A	相談員の相談技術のスキル向上を図り、関係機関と連携しながら相談者に応じた支援を行うことができた。	子ども福祉課
		○安心して育児ができるための支援をし、対象者の発育・発達確認や疾病の早期発見を行う。	○乳幼児健康相談：実施回数30回 延べ参加人数 1,811人 随時、地区担当保健師による訪問や電話相談を実施し、必要な支援につなげたり、関係機関との連携を図ることで子育て支援を行っている。	A	ゆったりと相談できる環境を整え、母の不安を解消できる面接が行えている。	健康づくり課
	スクールカウンセラー配置による相談体制や青少年電話相談事業の充実を図ります。	○電話・電子メール等による青少年相談事業を実施します。 ○市内小中学校に県派遣スクールカウンセラーを派遣し、十分に活用するよう指導する。 ○古河市教育支援センターにおける相談員の電話相談の充実を図る。	○青少年電話相談 H29年度 34件 ○県スクールカウンセラー配置事業及び古河市スクールカウンセラー派遣事業により市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、相談体制の充実を図ることができた。 ○古河市教育支援センター相談員による電話相談の充実を図ることができた。	A A	専用電話による青少年に関する相談を実施した。 ○市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、相談体制の充実を図るとともに、古河市教育支援センター相談員による電話相談の充実を図る等、実施目標を達成することができたため。	生涯学習課 指導課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
ひとり親家庭等への生活及び就労支援	各種制度の情報提供と自立支援、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭（母子・父子）への支援や給付（児童扶養手当等）を行います。	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当制度を周知する。	○児童扶養手当 ・8/1号広報お知らせページに掲載し、制度内容を周知した。 ・古河市ホームページに掲載 ・子育て応援サイト「古河市ママフレ」に掲載 ・障がい者（児童）ガイドブックに掲載	A	各種媒体を通じて制度の周知も行ったが、対象者あてにも個別に案内できた。	子ども福祉課
	ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、児童クラブ保護者負担金及び給食費の免除を実施します。	○母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格取得の促進することを目的に、高等職業訓練促進給付金支給事業を周知する。	○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給事業 ・12/1号広報お知らせページに掲載 ・古河市ホームページに掲載 ・子育て応援サイト「古河市ママフレ」に掲載 ・実績・支給受付件数→12件	A	各種媒体を通じて制度の周知も行ったが、対象者あてにも個別に案内できた。	子ども福祉課
		○広報紙や市公式ホームページ等による市民への周知	○市公式ホームページに掲載済	A	理由…市民へ周知できたため 改善策…学校から保護者に通知をすることが効果的であるため、学校との連携をより深めることが重要と考えます。	学校給食課
	古河塾推進事業を実施することによって、子どもたちの学習の機会を確保し、基礎学力の定着や学習習慣の確立を図ります。	○古河塾での学習を希望する児童生徒が全員参加できるよう全小中学校において実施する。	○古河塾推進事業により、全小中学校に古河塾を設置し、希望する全児童・生徒が参加することができた。	A	○全小中学校に古河塾を設置し、希望する全児童・生徒が古河塾に参加する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
公園・遊び場等の整備	子ども同士親同士の交流の場として、子育て広場の設置、拡充を目指します。	○駅前子育て広場について、立地や空間の特性等を活かし、市民参加型の交流イベントを実施する。	○当初構想した市民参加型までは実施できなかったが、年度末までに当該施設での事業の再編成を実施し、開所日数を週3回から週5回にすることを決定した。	A	次年度は市民参加型のイベントも実施していきたい。	子ども福祉課
	市民が利用する公園や遊び場等の公共物については、全ての人々が安全かつ快適に利用できるようにバリアフリー化を推進していきます。	○安全で皆が憩える公園になるよう整備する。	○公園の新設 （三和地区 1公園） ○公園の遊具を点検し、修繕を行った。	A	事業目標に対し、公園の新設については達成できた。遊具の補修については、一部未修繕箇所がある。	都市計画課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取組の実績	評価	評価理由/改善策	担当課
防犯体制の充実	防犯灯及び防犯カメラの設置など犯罪が起きにくい環境整備に努めるとともに、各種イベントによる防犯意識の啓発を行い、青少年健全育成対策の充実を図ります。	○防犯灯の新設 ○防犯カメラの新設 ○啓発グッズ配布による市民への周知 ○広報紙や市公式ホームページ等による市民への周知	○小学生対象の防犯教室を中心に、犯罪に遭わないための啓発活動を実施した。 ○防犯の環境整備として、防犯灯90基、防犯カメラ32基を設置、また、既設防犯灯の管理修繕を実施した。 ○市主催のイベント等で積極的に防犯キャンペーンを実施した。	A	教室を約20回開催、実施目標に沿って事業に取り組むことができた。年次計画通り、施設整備を実施した。 集客能力の高いイベント時にキャンペーンを実施した。	交通防犯課 (防災交通課)
		○環境浄化活動を実施します。 ○古河こどもまつり等を開催し、青少年に対し、防犯意識の啓発を図れるように努めます。	○環境浄化活動については、H29にこれまで2か所あった有害図書等自販機が撤去されたため、立入り調査はありませんでした。 ○環境浄化活動「白ポストの設置・管理」2カ所 ○環境浄化活動「青少年の健全育成に協力する店」H29年度登録店舗 323軒 ○「こどもを守る110番の家」H29年度登録軒数 2,968軒	A	これまでであった有害図書等自販機が撤去されたことは、環境浄化活動の一定の成果である。	生涯学習課
	児童・生徒の安全確保を徹底させるため、収集した不審者情報をいち早く配信し、より安全で安心な教育環境を整えます。	○市内小中学校保護者へメール配信システムに関する情報周知・登録依頼を行い、全小中学校で学校(教委)から保護者へのメール連絡体制を整える。 (継続) ○迅速な不審者情報メール配信(連絡を受けてから10分以内)	○各小中学校で毎年行われる入学説明会等で、保護者にメール配信システムへの登録依頼を行い、必要な情報を円滑に連絡できるような体制整備に努めた。 ※29年3月31日時点 全登録件数:13,083件 30年3月31日時点 全登録件数:14,477件 前年度対比増減:1,394件の増 ○学校から不審者情報の連絡を受けたら、できるだけ速やかに不審者情報メールを配信するように努めた。	A	○メール配信システムは、教育委員会からの不審者情報の提供のみではなく、各学校から保護者への情報提供にも活用されていることから、保護者はこの配信システムの有用性を認識し、登録をしていると思われる。 ○休日や平日の夜間に受けた情報を除き、学校からの不審者情報の連絡を受けたら速やかに、メール配信をしていた。	学校教育施設課 (教育環境整備課)

(2) 高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の推進

III-2-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取組の実績	評価	評価理由/改善策	担当課
高齢者の社会参画の促進	各自治会、行政区、地区で開催する高齢者を対象とした「功労感謝の会」に対し、地域交流・地域づくりの支援を行います。	○「功労感謝の会」の実施により高齢者(70歳以上)と地域の住民が一堂に会して一緒に交流できるよう、地域づくり事業を推進する。	○当該年度末に70歳に達する敬老者を対象として、「功労感謝の会」と称した交流事業の参加者に応じ、自治組織へ事業費の補助を行った。	A	功労感謝の会事業を通じ、地域住民と高齢者との交流が深められた。	市民協働課
	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、シルバー人材センターの活動及び老人クラブ連合会・老人クラブに対し、団体の運営や活動を支援します。	○シルバー人材センター、古河老人クラブ連合会及び古河老人クラブに対し、適正な額を助成し、より団体の運営や活動が充実するよう支援する。	○高齢者の就業の機会を支援するため、シルバー人材センターへ活動助成金を交付した。 また、単位老人クラブおよび古河市老人クラブ連合会へ助成金を交付し、活動を支援した。平成29年度現在、古河市老人クラブ連合会には、148団体が加入、7,457人が活動している。	A	老人クラブ連合会の活動助成により、スポーツ大会を通して地域間交流や健康の保持増進の機会となった。	高齢福祉課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。	○ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢福祉在宅サービスの充実や利用者の拡充を推進する。	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯に対して各種サービス（給食サービス（H29利用者数：288名）・愛の定期便（H29利用者数：527名）・緊急通報システム（H29設置者：29名）等を実施しました。	A	民生委員定例会での説明、HP及び広報誌（7/1号（2ページ分））等を通じて周知できた。	高齢福祉課
	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り高齢者の生活を支える体制づくりに努めます。また、高齢者の虐待を防止し、成年後見制度の普及啓発や市民後見人を育成し、権利擁護を推進します。	○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合相談支援のさらなる充実や認知症サポーターの養成等に努めます。 また、成年後見制度推進事業により制度の普及啓発を図り、市民後見人候補者の質の向上に努めます。	○高齢者の総合相談支援の質の向上や権利擁護に関する普及啓発に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備を行った。 ○市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ研修や勉強会を1回ずつ実施した。	A	成年後見制度推進事業により、成年後見制度の普及・啓発のほか、市民後見人養成講座修了者に対し、講座等を行い質の向上を図れた。	地域包括支援センター
	「介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実を努めます。グループホームやデイサービスについては、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行います。	○平成29年度に特別養護老人ホーム90床（40床+50床 2施設）を整備する予定となっている。また、市内に12施設ある認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の運営推進会議やグループホーム連絡会へ市職員が出席することにより、必要な要望や助言を行う。	○平成29年度に特別養護老人ホーム90床の整備を行いました。また、市内に12施設ある認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の運営推進会議やグループホーム連絡会へ市職員が出席することにより、必要な要望や助言を行いました。	A	高齢者が、住み慣れた地域で共同生活を営みながら、介護サービスを受けられ、安心した生活を送る環境作りの推進を図りました。	介護保険課
	高齢者や障がい者、末期がん患者等が住み慣れた地域で家族・友人等に囲まれた療養生活を送れるよう、ケアマネジャーや関係医療機関、介護事業所等との連携を図り、継続した在宅医療を推進します。	○往診等を実施することにより、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、関係機関等と連携を図りながら在宅医療の推進を図ります。	○在宅医療を、1日平均2時間で月38名に実施している。	A	○1日1.5時間の週5日間、診療外の時間で、受託出来る可能な限りの件数を対象に行っている。	古河福祉の森診療所
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
ノーマライゼーション理念に基づいた施策の推進	「障害者基本計画」に基づき、障害のある人が社会の構成員として参画し、行動できるように意識啓発に努めます。	○障がいのある人も、ない人も、誰もが相互に支え合う共生社会の実現のために、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深められるよう啓発活動、交流の機会を充実させる。	○市民の方に障がいについての理解を深めるため、Koga障がい者フォーラム2017を開催した。 ・実施内容：トークショー、ステージ発表、作文、作品展示、障がい者スポーツ・レクリエーション、記念講演など ・参加者：約1,300人	A	イベントの開催により、多くの市民の方が参加し、啓発活動、交流機会の場を提供できた。	障がい福祉課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
障害者（児）施設の充実・社会参加支援	障害者施設等のバリアフリー化を推進します。また、社会参加支援として、障害のある人に対する交通手段の確保や住宅リフォームの助成、就労支援等を行います。	○社会参加支援事業の継続実施	○タクシー助成や住宅リフォーム助成等を行うことにより、社会参加の促進を図っている。 ○手話通訳者等の派遣や同行援護、移動支援事業による障がい者の外出支援の実施。 ○障害者団体の運営支援による、社会参加の機会の拡充。	A	障害者総合支援法の補助対象とならない障害者福祉施策を継続実施し、社会参加の促進を図ることができた。	障がい福祉課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
性別による固定的役割分担意識の解消	様々な偏見や性別による固定的役割分担意識を改めるよう、特に男性の理解促進が必要なことを踏まえ、広報紙や市公式ホームページ、各種講座による意識改革に努めます。	○広報紙や市公式ホームページ、講座等により幅広い世代へ理解を深める	○講演会、講座等の開催 ・12/16「思春期の子どもと何を話そう？どう話そう？～すぐに使える親子のコミュニケーション」講師：小崎恭弘(参加者38名) ・2/10「笑って考えるワーク・ライフ・バランス～男の家事が社会を救う～」講師：瀬地山角氏(参加者86名) ・3/10「50代・60代男のスターティング・ノート～定年世代の生き方講座～」講師：吉岡俊介氏(参加者20名)	A	広報紙や市公式ホームページを利用し、男性の家事・育児参加を促す講演会や講座について幅広い世代へ知らせることができた。	人権・男女共同参画室
	介護に関する情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	○在宅介護支援センター等に委託し年12回実施予定。介護方法等の講習会や介護者交流会を実施し、介護者の負担軽減を図る。	○介護方法の習得および介護者同士の交流や情報交換ができる場として、介護支援講座を実施(年12回・延べ225人参加)。広報にて毎月周知した。	A	介護支援講座を実施し、介護者同士交流しながら学ぶことができた。	地域包括支援センター
	介護に関する理解や関心を深めてもらうため、出前講座を希望する団体やグループに対し、「みんなで支える介護保険」をテーマに講座を開講し、介護保険制度全般についての情報の提供を行います。	○出前講座「みんなで支える介護保険」をテーマに、介護保険制度や認定の流れ、保険料のしくみや介護給付について、分かりやすく説明することにより、関心を高め理解を深められるよう努める。	○出前講座「みんなで支える介護保険」 ・計3回実施(参加者計203名) ・内容：介護保険制度や介護の申請・認定方法、介護サービスの種類、保険料等、介護保険全般について説明しました。そのうち1回については、高齢福祉課の職員も同行し、総合事業についても説明を行いました。	A	職員が、直接市民の前で説明することにより、相手への理解を促すことができました。	介護保険課
	男女を対象にした育児講座及び両親学級を開催します。	○家庭における父親と母親の役割について考える機会を持つとともに、夫婦の絆を強め共に子育てするという認識を高める。	○両親学級の開催 ・年6回実施 ・参加人数：父106人、母106人 内容：沐浴実習、専門講師による講話「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」、父親による妊婦体験(ジャケット着用)等	A	出産・育児について夫婦で話し合う機会になり良かったとの声が聞かれている。	健康づくり課
	市民を対象とした、性別による固定的役割分担意識の解消につながる講演会等を検討します。	○性別による固定的役割分担意識の解消につながる講演会や講座等を、すでに実施している先進自治体等の情報を収集します。	○家庭教育講演会 ・期日 7/12(水) ・会場 とねミドリ館 ・講師 杉山 明美 氏 ・演題 早寝早起き朝ごはんの重要性～よく分かる次世代栄養学～ ・参加者 190名	A	家庭教育講演会を開催することで、家庭での固定的役割分担意識の解消に寄与することができた。	生涯学習課
	性別による固定的役割分担意識の解消を促進し、男性が家事等を行うきっかけの場を提供し、意識啓発を行います。	○「まなびピアこが」での、男性向け講座の周知 ○「広報古河お知らせページ」での、男性向け短期・単発講座の周知	○男性も参加できる料理等の講座を20講座開催。77名の男性が受講しました。	A	引き続き継続していく。	社会教育施設課 (施設管理課)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女が共に参画する地域活動の促進	地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成と支援を行います。	○コミュニティ活動を展開している団体に対し助成金を交付し、活発な活動を地域住民誰もが参加できるよう推進する。	○地域づくり活動支援事業補助金や地区コミュニティの活動の活性化の為、コミュニティ活動助成金を交付した。	A	助成金を交付することにより地区コミュニティ活動の活性化が図られたため。	市民協働課
	地域コミュニティ活動を行うNPOやボランティア団体等の自主性を損なうことなく、地域課題解決に向けた団体の活動が行えるよう、相談などの支援を行います。	○市民活動支援センターの利用拡大を図り、NPOやボランティア団体の育成と支援を推進する。	○各センター内に利用団体が情報交換し連携できるよう、掲示コーナーにパネルを設置し、また、「地区コミュニティ活動のようす」を置いた。 ○利用対象団体を行政自治会や地区コミュニティ団体及びそれと連携する団体とし、利用促進を図った。	A	パネルや「活動のようす」の冊子を更新し、情報の交換が図られたため。	市民協働課
	青色防犯パトロール活動の支援など、地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	○青色防犯パトロール活動の支援 ○防犯教室開催の支援 ○市民団体による防犯活動の推進	○セーフティ・マイ・タウンチーム等の団体参加による防犯キャンペーン、ニセ電話詐欺注意の啓発や呼びかけを継続して実施。 ○地域防犯団体による防犯教室の開催、青色防犯パトロール活動等の支援を実施し、防犯意識の高揚を図った。	A	年間を通じて約18回、キャンペーンを実施した。 警察等と関係機関と緊密に連携して事業を実施した。	交通防犯課 (防災交通課)
	社会福祉協議会、民生委員児童委員連合協議会、更生保護女性会等に対して、活動支援を行います。	○各団体それぞれが年間の事業計画どおりに活動できるよう、様々な支援・協力をを行います。	○各団体に対する補助金の交付、ほか事業実施に必要な連絡調整および支援を行った。	A	概ね団体の事業計画どおりに実施できた。	福祉総務課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性リーダー養成事業の推進	女性が社会参画をするための人材の育成に向けて、男女共同参画に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進します。	○各庁舎へ講演会等の案内チラシを設置する	○各庁舎へチラシを設置依頼 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員への情報提供と参加呼びかけ	A	参加促進のため各庁舎へチラシを設置したり、関係者へ参加を呼びかけた。	人権・男女共同参画室
	地域活動を支援するため、地域リーダーの育成や組織の充実を図ります。	○コミュニティ団体の支援や設立の推進を図る ○研修会を実施し、コミュニティの関心を高めコミュニティ意識の啓発と人材育成に努める	○既存の地区コミュニティ団体への人的・財政的支援のほか、未設立の地区に対して座談会及び各自治会長宅を訪問し、設立を推進した。 ○既存団体への研修を6月に実施し、さらに2月には各地区のリーダー等へ講演会を行った。	A	計画的に座談会、自治会宅訪問及び研修等を行う事が出来たため。	市民協働課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
消費者活動への男女共同参画の促進	消費者生活相談を適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員の育成を図るなど、消費生活センターの充実に努めます。	○相談員の研修参加を積極的に支援する	○新しい情報や、法改正などに対応するため、積極的に研修に参加できるよう支援をした。	A	消費生活相談員の研修参加を支援することにより、最新の生活行政への対応・市民対応の向上に寄与した。	商工政策課
	消費者団体を育成・支援し、消費者保護の啓発を図るとともに、市民生活に関わる多様な内容と問題提起などの消費生活展を開催します。	○消費者キャンペーンとして、4月、9月パンフレット、グッズ配布による市民への周知 ○消費生活相談員による、勉強会を開催	○消費者キャンペーンとして、4月、9月パンフレット、グッズ配布し市民への周知をおこなった。 ○消費生活相談員による、勉強会を開催した。	A	消費者キャンペーンを積極的に展開することにより、市民への問題提起が図れた。	商工政策課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツや女性保護に関する施策の推進	女性特有の健康問題に対応するため、検診や健康教育・相談を行うとともに「性と生殖に関する健康と権利」の重要性を認識できるよう、情報提供や啓発活動に努めます。また、若い世代を対象に、思春期において乳幼児とふれあい生命の尊さや家庭の大切さを学び、母性・父性を育成する機会を設けます。	○自分自身のライフステージを見据え、性と生殖に関わる選択ができる。 ○望まない妊娠の防止や乳幼児の虐待防止等のいのちの大切さを考え、自分や周囲の人を大切に思う気持ちを育てるとともに、自分と向き合い将来について考えることができる。	○中学生への「いのちの教室」 ・市内中学校9校、1,263名へ媒体などを使い教育実施。 内容：性についての知識、いのちについて考える機会 ○中学生・乳幼児ふれあい交流事業 ・2回実施、54人の中高生と母子が参加	A	アンケート結果から、実施後は自己肯定感が増しており、正しい知識の普及やいのちについて考える機会となっている。	健康づくり課
不妊治療に関する支援、相談体制の充実	不妊に悩む男女を支援するため、不妊治療に関する情報提供や医療保険適用外の治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。	○特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対し、その治療費の助成を実施することで精神的・経済的負担の軽減を図る。	○特定不妊治療 110件助成 ○男性不妊治療 1件助成 ○茨城県の窓口で助成の受けた方に対してチラシを渡してもらうなど古河市の助成を周知してもらうことにより、利用の拡大を図っている。	A	助成を受けることにより経済的負担の軽減が図れている。今後もチラシ等により周知をしていく。	健康づくり課
母子に対する医療サービスの充実	救急指定医療機関や小児救急医療体制における近隣市町との連携を図り情報提供をします。また、妊婦・乳児健康診査に係る費用の助成を行います。	○小児救急医療体制を整備し、市広報やホームページ等で市民に周知する。 ○妊婦・乳児に対する健康診査と健康管理に関する普及高揚を図り、妊婦の経済的負担の軽減を図る。	○妊婦健康診査受診票の交付は一人につき14枚 ・妊婦健康診査の交付件数 14,537件 ○乳児健康診査受診票の交付は1人につき1枚 ・乳児健康診査の交付数 1,156件 ○小児医療体制については、近隣市町村との輪番制を導入し実施している。	A	妊婦健康診査は県外での受診者に対して、償還払いを実施している。乳児健康診査の受診勧奨を3～4か月健診に実施している。	健康づくり課
高齢者への健康支援	各種教室の実施やボランティア等の活動支援を行うことにより、参加者だけでなくボランティア等自身の健康増進・生きがいとなることで、高齢者の介護予防・健康増進を図り元気な地域づくりを目指します。	○シニアボランティアポイント事業の参加者の増加と介護予防に資するボランティアの育成・支援を行う。	○シニアボランティアポイント事業の登録講座の実施。 ○広報特集号とホームページに掲載、市内商業施設にチラシの設置等、事業のPRを行った。	A	新規の事業登録者の増加が図れた。また、この事業によって、ボランティア活動に参加するきっかけとなった。	高齢福祉課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
防災分野における女性参画の拡大促進	防災会議への女性委員の登用を継続します。また、自治会や行政区、自主防災組織が行う防災訓練等に女性消防団を派遣するなど活動の充実を図ります。	○防災会議への女性委員の登用を継続します。	○防災会議の委員に継続して女性委員を登用しています。	A	今後も継続して登用していきます。	危機管理課
		○女性消防団員の活動が一層期待される中、今後は、女性消防団員の能力を最大限に生かすため団全体における現状を検証し、各地域・方面等からの意見を取り入れながら、より効率的で円滑な女性消防団活動の実践に努めます。	【女性消防団員活動実績】 ・救命講習…8回 ・防火教室…2回 ・その他の活動（啓発活動等）…8回 地域防災力向上活動を継続して実施。	A	幼児から高齢者に至る防災啓発活動が、市民に対して定着し、活動範囲が拡大した。 なお、今後は消防団員としての訓練等を強化していく必要がある。	消防防災課 (防災交通課)
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女のニーズの違いを踏まえた災害時における支援体制の促進	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進します。	○避難所開設・運営にあたる市職員の中に女性を積極的に取り入れ、女性や子育て世代の避難者の意見等を取り入れやすくします。	○避難所開設・運営にあたる市職員向けの研修会等を実施した際に、女性目線の意見も聴取しました。	A	今後、意見を反映させて支援体制を促進するよう努めます。	危機管理課
		○災害等緊急時に自治組織へ情報提供・情報収集等を迅速かつ的確に行う為に緊急連絡網を整備する。	○地区別に緊急連絡網を整備し、災害等緊急時に自治組織へ情報提供・情報収集等の備えができた。	A	地域主催による自主防災訓練等により、災害時の支援体制の備えができた。	市民協働課
		○災害時に備え、避難所用の物資を継続して購入します。	○古河市防災会議の席上で女性委員からの要望があり、子育て世代の避難者向けの備蓄品として粉ミルクを継続して購入した。	B	災害時の備蓄品において、要支援者に対する対応ができた。 女性の意見を取り入れるなど、きめ細かな支援体制を促進する必要がある。	消防防災課 (防災交通課)

(1) 国際的協調の推進

III-3-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際的協調の推進	男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報収集を行い、提供します。	○広報紙、市公式ホームページ等により情報を提供する	○世界の取り組み状況を調べ日本との違いを把握した。	B	これからも取り組み状況を調べ、情報の提供を行う。	人権・男女共同参画室

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

III-3-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市内在住外国人への相談体制等の充実	在住外国人に対して行うボランティア講師による日本語教室の開催及び外国人が地域社会で暮らししていく中で、日常生活における行政情報等の提供や心配事・困り事の相談・支援業務を実施します。	○国際交流の情報交換及び生活支援	○外国人アットホームin古河で在住外国人の相談をおこなっています。平成29年度は163件の相談がありました。最も多い相談は言語・翻訳、通訳の64件で、次いで案内・問い合わせの55件になります。 ○日本語教室の開催 ・古河会場 昼33回 夜41回 ・総和会場 夜38回 ・三和会場 夜35回	A	○アットホームの支援内容が徐々に浸透してきた結果、相談件数や他課からの翻訳・通訳依頼が増えた。今後も更にPRが必要と考えます。 ○日本語教室は、予定通りの活動を行いました。	企画課
	日本語指導を要する児童・生徒に対する相談体制等の充実を図ります。	○日本語指導を要する児童生徒に対し、日本語指導サポーターを派遣する。 ○日本語指導を要する生徒に対し、進路指導を充実させる。	○日本語指導を要する児童生徒支援事業により、日本語指導サポーターを派遣することができた。 ○日本語指導を要する児童・生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導を行い、学校生活への適応を図るとともに進路指導を充実させることができた。	A	日本語指導サポーターの派遣により、日本語指導を要する児童・生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導を行い、進路指導を充実する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
外国語による公共表示等の推進及び情報の提供	外国人向けの生活ガイドブックの作成の検討及び内容の見直し・修正を実施します。	○国際交流に関する情報の普及	○平成29年度は11の課（環境課、収納課、篆刻美術館、営繕住宅課他）から依頼された行政文書の翻訳をおこないました。 ○茨城県国際交流協会提供の生活ハンドブックや災害時対応ハンドブックを外国人相談者へ配布しています。	A	8言語（英語・タガログ語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・インドネシア語・タイ語・韓国語）で外国人関連の行政情報を提供している。今後、外国人のニーズに合う必要な言語の増減を考える。	企画課
	外国語による公共表示等の整備をします。	○庁内利用、案内の外国語表示を検討する。	○各課に外国語表示の必要性を調査した。設置済みの案内板は継続して使用している。	A	より見やすい案内板の設置を進めていきたい。	財産活用課
	外国語表記のごみ分別表（英語・中国語・スペイン語）を作成し、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。	○ごみ分別表の外国語表記は、英語・中国語・スペイン語以外に、韓国語・ポルトガル語・タイ語に対応したものを作成します。	○ごみ分別表の外国語表記に関して、韓国語・ポルトガル語・タイ語に対応したものを作成しました。	A	目標値である5カ国語に対応したものを作成した。	環境課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際理解と国際交流の推進	国際友好交流都市との交流や在住外国人との交流会の開催を支援します。	○協会員および市民、在住外国人の交流促進	○三河市から8名の考察団が11月26日から11月30日まで古河市を訪れ、交流を行ないました。 ○12月10日に行われたウィンターフェスティバルの開催を支援しました。約600名の人々がとねミドリ館に会場されました。	A	三河市来市訪問の交流内容の一つとしての市民交流（日本文化体験）は大変有意義なものだった。ウィンターフェスティバルの参加者数は過去最多だった。	企画課
	小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ります。	○市内全32校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するよう指導する。	○市内全小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するとともに、英語教育研修会を実施し、小中学校教職員の指導力を高め英語教育の充実を図った。	A	○市内全小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際化に対応できる人材の育成	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師養成講座の開催を支援します。	○国際感覚あふれる人材の育成	○日本語教師養成講座を開催し、24名受講中の22名が終了証書を受領しました。	A	初心者講座を開設し、基礎から習いたい方が多かったため。	企画課
	外国語通訳・翻訳ボランティア、災害時ボランティア登録制度を検討します。	○在住外国人の支援及び国際化に対応できる地域の人材育成	○外国人支援サポーターとして11名が活動しており、英語、タガログ語など8言語に関する通訳翻訳が可能です。	A	日頃の業務遂行の中で、サポーターの育成やレベルアップを心がけています。共生共存の意味で、外国人と日本人とのミニ交流会の開催を企画します。	企画課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際平和・地球環境保全への貢献	非核平和推進に関する事業として、原爆写真等のパネル展を開催します。また、小中学校から非核平和ポスター及び作文の募集を行い、表彰・展示を行います。併せて優秀作品は文集に製本し、啓発活動に活用します。	○非核平和パネル展の実施 ○非核平和ポスター・作文の募集、表彰、展示及び優秀作品の文集作成	○非核平和パネル展を3地区（総和地区、古河地区、三和地区）で実施した。 ○ポスター・作文については、市内小中学生から募集し、表彰を行った。また、優秀作品について市内施設において展示を行った。	A	各種展示については、他のイベントと同時に開催することなどにより多くの方へ啓発活動を実施することができた。	総務課
	「古河市地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガスを削減するための緑のカーテンの普及やノーマイカーウィークの実施、新エネルギー導入に関する取り組みを実施し、地球温暖化対策の推進を図ります。	○みどりのカーテン及びノーマイカーウィークについて、昨年度実績より上回ることを目標とする。 ○新エネルギー導入に関する取り組みについては、古河市環境基本計画に則り、実施する。	○みどりのカーテンコンテスト 応募者：15団体(団体の部)、34人(個人の部) ○省エネについての街頭キャンペーンの実施(年2回) ○ノーマイカーウィークの実施(年2回) ○自立・分散型エネルギー設備導入補助制度(10月1日から)	A	みどりのカーテンコンテストや省エネキャンペーンの各種活動を通して、地球温暖化対策への市民啓発を行った。引き続き、周知を行い普及を目指す。	環境課
	水質浄化への意識啓発のため、茨城県下水道促進週間コンクール、全国「下水道いろいろコンクール」に参加します。	○古河市内、全小中学校(32校)に下水道促進週間コンクール・下水道いろいろコンクールへの参加を促す。	○下水道促進週間コンクール・下水道いろいろコンクール 作品参加状況(古河市内32校中、全小中学校参加) 絵画・ポスター (340点) 作文 (146点) 書道 (2,644点) 標語 (666点) 新聞 (1点) 合計 3,797点	A	前年対比11%増(H28年度3,415点)の応募があり、取り組みは浸透している。小中学校の児童生徒に対して下水道の普及と啓発を行うことができた。	下水道管理課
	水道水の大切さへの理解を深めてもらうための取り組みとして、浄水場のしくみについて、小学生を対象に見学会を実施します。	○日常生活に欠かせない水道水について、浄水施設の見学を通して、水道水の大切さへの認識を深めてもらう。	○浄水場施設見学 ・思川浄水場 21回 983人 ・三和浄水場 6回 328人 合計 27回 1,311人	A	昨年に比較し見学者人数は増え、また、小学校以外の見学も受け入れている。今後も分かりやすい説明に努め、水道水への理解を深めてもらえるように取り組んでいきたい。	水道課

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標1 市民による推進体制の整備

(1) 市民ネットワークの推進と活動支援

IV-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市民ネットワークの活動支援	「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」の活動を市民や事業所に周知し、協力会員を募り、男女共同参画社会推進体制の裾野を広げていきます。	○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動を実施し市民へ周知する ○事業所や団体等へ協力を募る	○まちなか啓発活動の実施 ・イベント会場にて計2日間の啓発活動を実施 10/14関東ド・マンナカ祭り、11/4古河よかんべまつり ・男女共同参画週間に向けての啓発活動 1/13午前：ウエルシア古河鴻巣店、午後：カスミ古河店 ○登録数・団体28、個人26 (H29.7.14現在)	A	啓発活動を実施しながら周知活動を行い、会員数を増やすことができた。	人権・男女共同参画室
	「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」が自立して活動を行えるよう支援します。また、会員相互及び他自治体活動団体との情報交換を行います。	○自立的に活動が行える団体となるよう支援を行う ○会議の場において情報交換を行う	○役員会、総会の開催 ・役員会5/25、1/16 ・総会6/17	B	会議の際に会員相互の情報交換、意見交換が行われた。今後は、会員団体の紹介等互いの活動内容について理解を深める機会を検討。	人権・男女共同参画室
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女共同参画活動拠点の整備	男女共同参画情報拠点として、男女共同参画センター等の設置及び運営に向け、関係機関と連携し取り組みます。	○先進地の視察研修を行う	○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）役員による合同視察研修 ・日立市女性センター（参加者10名）	A	合同視察研修を開催し、設置に向けて検討を行った。	人権・男女共同参画室

(2) 団体、地域組織等の活動における男女共同参画の視点への配慮

IV-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女共同参画の視点に立った活動の促進	団体・地域組織等に対し、誰もが参加できる組織環境への理解を促進するため、出前講座や啓発活動を実施します。	○出前講座や団体等へ啓発活動を行う	○就学時検診での保護者への啓発活動 ・小学校3校(11/1下辺見小、11/15古河六小、11/29名崎小) ○男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）による紙芝居啓発活動	A	地域や保育園での紙芝居活動による啓発を行うことができた。	人権・男女共同参画室
		○研修会等を実施し、誰もが地域活動に参加できる組織環境へ意識の啓発と人材育成に努める。	○既存団体への講演会を6月に行い、2月には既存団体を含む各地区のリーダーや地域で活動している人を集め研修会を行った。	A	計画的に講演会及び研修会を実施することが出来たため。	市民協働課

(1) 計画の進行管理

IV-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成29年度実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
全庁的な推進体制と進行管理	古河市男女共同参画庁内連絡会議のもと、全庁的に施策の推進に務め、「第2次古河市男女共同参画プラン」を着実に進めます。また、毎年度、P D C Aサイクルに基づき、古河市男女共同参画推進会議からの市民視点での提言を受け、施策や事業の見直しを行います。	○古河市男女共同参画推進会議からの提言を各課の実施事業へ効果的に反映させる	○男女共同参画プラン後期実施計画5年間の推進状況に関する意見書を提出し、第2次男女共同参画プラン実施事業に提言内容を反映	A	例年より早く意見書を提出したことで、各課の実施事業に提言内容を反映させることができた。	人権・男女共同参画室
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
特定事業主行動計画の進行管理	職員一人ひとりが「古河市特定事業主行動計画」の重要性を理解し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むよう進行管理を行います。	○古河市特定事業主行動計画の周知	○市公式ホームページにて公表した。	B	ホームページでの公表のみでなく、他の周知方法を検討する必要があるため。	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業評価の市民等への公表	男女共同参画推進事業の評価について年次報告書を作成し、広報紙や市公式ホームページ等で公表します。	○広報紙、市公式ホームページ等により公表する	○市公式ホームページにて公表した。	A	遅滞なく市民へ公表した。	人権・男女共同参画室

(2) 職員の人材育成・職域の拡大・多様な働き方

IV-2-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性職員の外部研修団体への積極的派遣	外部研修団体（自治大学校・市町村アカデミー・県自治研修所等）に女性職員を派遣し、その資質と能力向上を図ります。	○希望者を募り、今年度も実施	○外部研修団体への女性職員派遣人数 ・民間研修機関専門研修：12名 ・茨城県自治研修所：26名 ・自治大学校：1名 ・茨城県県西都市人事協議会 新任係長研修(JST)：12名	B	民間研修機関専門研修及び新任係長研修の参加人数が、昨年よりも増加した。	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職域にこだわらない人材の配置	性別にかかわらず、適性や能力に応じた人材配置を行います。	○女性管理職の登用をアップし幅広い分野への配置	○女性管理職の人数 課長級4名、副参事級11名、課長補佐級17名 計32名 ※上記内訳：係長から課長補佐5名、課長補佐から副参事7名の昇任 ○女性管理職の配置 15部（行政委員会3部を含む）のうち7部署に女性管理職を配置	B	管理職対象年齢に占める女性職員の割合が少ないため。	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職員の多様な働き方の促進	時差出勤の導入やゆう活等の多様な働き方について実施状況を検討し、働きやすい職場を目指します。	○今年度も時差出勤を導入	○今年度も引き続き、時差出勤及びゆう活を実施した。（ゆう活実施人数：28名）	B	時差出勤制度については、定着してきているが、ゆう活については、業務内容により取得が難しい部署がある。	職員課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職員の意識啓発のための研修や情報の提供	男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報提供を行います。	○研修や庁内イントラネットを活用し情報を提供する	○職員研修 ・7/3ワーク・ライフ・バランス研修会 講師：方波見真弓氏 対象：市職員、古河市男女共同参画推進会議委員 ○庁内イントラネットを利用した情報発信 ・作品募集や講演会、講座開催の案内 ・工業会、市職員向け情報通信の発行	A	職員研修や庁内イントラネットを利用した情報発信を行うことができた。	人権・男女共同参画室
		○パワハラ、セクハラ等を含めたコンプライアンス研修を実施	○管理職向け・一般職向けの内容に分けて、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。	A	平成26年度に初めて研修を実施し、毎年継続して実施することができている。	職員課
	性別による固定的役割分担意識を是正するため、男性の育児休業・看護休暇取得の促進に努めます。	○引き続き男性の育児、看護休暇の実施	○休暇取得者数 育児休業取得者26名（内男性0名）、看護休暇取得者52名（内男性21名）介護休暇（有給）取得者8名（内男性1名）、介護休暇（無給）取得者2名（内男性1名）	B	看護休暇取得者数及び介護休暇取得者数は昨年よりも増加している。	職員課
	職員の健康管理と働き方の見直しのため、ノー残業デーを促進します。また、ストレスに対し職員自身の気づきを促すため、予防の観点から、非常勤等の職員を含めたストレスチェックを実施し、ストレスが高い状態の場合は医師による面接指導を行います。	○引き続き毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを実施	○平成20年1月から引き続き、水曜日・金曜日に「ノー残業デー」を実施した。	B	定着してきているが、業務の煩雑時期により残業が必要。	職員課
	職員に対し、研修等を実施し、ハラスメントに対する意識啓発を図ります。また、相談体制を整備します。	○全職員を対象としたパワハラ、セクハラアンケートの実施	○平成29年度中に、全職員を対象としたアンケートを実施した。 ○集計結果をもとに、平成30年度の衛生委員会において職場環境の改善へ向けて討議する予定。	A	昨年同様、アンケートを実施し、改善を検討する。	職員課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国・県・他自治体・NPO等との連携	国・県・県西ブロック男女共同参画研究会・関係機関等との連携を図り、広く男女共同参画に関する情報収集及び活用を行います。	○国や県、関係機関等からの情報収集を行い実施事業の参考とする	○県や他自治体、関係機関等主催の研修や講座への積極的な参加 ・県レイクエコ4回、県女性プラザ2回、県西生涯学習センター1回、国立女性会館1回、日立市1回、結城市2回、つくば市1回 ○県西ブロック男女共同参画研究会（結城市）2回	A	県、他自治体、関係機関等が主催する研修等に多数参加し、事業の参考とすることができた。	人権・男女共同参画室

◆「第2次古河市男女共同参画プラン」指標項目の推進状況

基本目標	計画目標	指標項目	現状値	目標値（平成32年）	平成29年度	担当課	
I 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	60.3% (平成28年度意識調査)	70%	60.3% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室	
		家庭生活において男女の地位が平等であるとする市民の割合	36% (平成28年度意識調査)	50%	36% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室	
		町内会や自治会等において男女の地位が平等であるとする市民の割合	33.1% (平成28年度意識調査)	50%	33.1% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室	
		社会通念や慣習において男女の地位が平等であるとする市民の割合	19.7% (平成28年度意識調査)	50%	19.7% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室	
	2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	父親対象の家庭教育学級数	2学級 (平成28年度)	5学級	2学級	生涯学習課	
		「理科に関心がある」と回答した児童の割合	91.2% (茨城県実施理科に関するアンケート平成28年6月実施)	95%	91.20%	指導課	
	3 ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進	これまでに配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたことがある市民の割合	新規DV相談件数42件 (平成28年度)	根絶を目指す	32件	子ども福祉課	
			20.4% (平成28年度意識調査)		20.4% (平成28年度意識調査)		
	II いきいきと働ける社会環境の整備	1 雇用の場における男女平等の実現	職場において男女の地位が平等であるとする市民の割合	26.8% (平成28年度意識調査)	50%	26.8% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室
			2 地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備	農業家族経営協定締結戸数	155戸 (平成28年度)	170戸	121戸
待機児童の解消		46人 (平成28年度)		0人	40人	子ども福祉課	
3 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進		休日保育実施保育所数	1カ所 (平成28年度)	3カ所	1カ所	子ども福祉課	
		子育て支援拠点の設置数	7カ所 (平成28年度)	8カ所	7カ所	子ども福祉課	
		事業所における男性の育児休業取得率（単年ごと）	—	9%	—	人権・男女共同参画室	
		介護支援講座の開催回数及び参加人数	12回 254人 (平成27年度)	12回 250人	12回 225人	地域包括支援センター	
4 女性のエンパワーメントの促進		女性人材バンク登録人数	13人 (平成28年度)	25人	13人	人権・男女共同参画室	
		創業支援セミナー等における女性の参加人数	5人 (平成28年度)	15人	3人	商工政策課	

◆「第2次古河市男女共同参画プラン」指標項目の推進状況

基本目標	計画目標	指標項目	現状値	目標値（平成32年）	平成29年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	22.7% (平成28年度)	35%	24.70%	人権・男女共同参画室
		女性委員不在の審議会・委員会の数	6 (平成28年度)	0	5	人権・男女共同参画室
		市民公募を行っている審議会・委員会の数	5 (平成28年度)	10	7	人権・男女共同参画室
		入札参加資格申請において、女性が働きやすい職場を目指す企業に対して評価加点を する	動向把握中 (平成28年度)	評価項目とする	検討中	契約検査課
	2 家庭生活・地域社会における	男性を対象とした料理教室等の生活講座数	1講座 (平成28年度)	10講座	17講座	社会教育施設課 (施設管理課)
		妊婦健康診査受診率（14回分平均）	79.9% (平成28年度)	90%	83.69%	健康づくり課
		古河市防災会議の委員に占める女性の割合	4% (平成28年度)	6%	6.67%	危機管理課
		自治会長、行政区長に占める女性の割合	3.6% (平成28年度)	6%	3.60%	市民協働課
		消防団員に占める女性の人数	10人 (平成28年度)	15人	12人	消防防災課 (防災交通課)
	3 国際社会への参画促進	日本語教室の新規申込み者数	215人 (平成28年度)	140人	200人	企画課
		行政情報の提供・行政手続案内の多言語対応	9カ国語 (平成28年度)	9カ国語	9カ国語	企画課
		ごみ分別表の外国語表記数を増やす	3カ国語 (平成28年度)	5カ国語	5カ国語	環境課
	Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	1 市民による推進体制の整備	男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）登録団体・個人数	団体26 個人28 (平成28年度)	団体35 個人40	団体28 個人26
地区コミュニティ団体数			16団体 (平成28年度)	20団体	17団体	市民協働課
男女共同参画出前講座			1講座 (平成27年度)	3講座	0	人権・男女共同参画室
2 市役所内推進体制の充実		市役所の管理職員のうち女性職員の割合	16.6% (平成28年度)	30%	15.60%	職員課
		市役所の男性職員の育児休業取得率	4% (平成28年度)	10%	0%	職員課
		市役所の男性職員の看護休暇取得率	44.1% (平成28年度)	35%	40.38%	職員課

II あらゆる分野への男女共同参画の促進に関する資料（4月1日現在）

審議会等及び委員会における女性委員の割合

年度	審議会等			行政委員			合計		
	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合
H 18	353	91	25.8%	65	1	1.5%	418	92	22.0%
H 19	452	111	24.6%	51	1	2.0%	503	112	22.3%
H 20	511	126	24.7%	51	1	2.0%	562	127	22.6%
H 21	423	107	25.3%	51	1	2.0%	474	108	22.8%
H 22	427	100	23.4%	51	1	2.0%	478	101	21.1%
H 23	425	94	22.1%	51	1	2.0%	476	95	20.0%
H 24	437	95	21.7%	51	2	3.9%	488	97	19.9%
H 25	420	99	23.6%	50	4	8.0%	470	103	21.9%
H 26	407	112	27.5%	52	5	9.6%	459	117	25.5%
H 27	434	115	26.5%	51	8	15.7%	485	123	25.4%
H 28	424	100	23.6%	51	8	15.7%	475	108	22.7%
H 29	431	111	25.8%	51	8	15.7%	482	119	24.7%
H 30	429	118	27.5%	48	7	14.6%	477	125	26.2%

女性委員のいる審議会等及び委員会の割合

年度	審議会等			行政委員			合計		
	審議会等の総数	うち女性が いる審議会等 の数	女性委員が いる審議会等 の割合	委員会の 総数	うち女性が いる委員会 の数	女性委員が いる委員会 の割合	審議会等 及び委員会 の総数	うち女性が いる審議会等 及び委員会 の数	女性委員が いる審議会等 及び委員会 の割合
H 18	21	17	81.0%	6	1	16.7%	27	18	66.7%
H 19	27	22	81.5%	6	1	16.7%	33	23	69.7%
H 20	29	22	75.9%	6	1	16.7%	35	23	65.7%
H 21	24	19	79.2%	6	1	16.7%	30	20	66.7%
H 22	24	20	83.3%	6	1	16.7%	30	21	70.0%
H 23	24	20	83.3%	6	1	16.7%	30	21	70.0%
H 24	25	20	80.0%	6	2	33.3%	31	22	71.0%
H 25	24	20	83.3%	6	2	33.3%	30	22	73.3%
H 26	23	20	87.0%	6	2	33.3%	29	22	75.9%
H 27	26	23	88.5%	6	3	50.0%	32	26	81.3%
H 28	25	22	88.0%	6	3	50.0%	31	25	80.6%
H 29	29	27	93.1%	6	3	50.0%	35	30	85.7%
H 30	29	27	93.1%	6	3	50.0%	35	30	85.7%

* 審議会等とは、地方自治法第 202 条の 3 に規定され、市政推進にあたって特定の内容を、市民や各種団体の意見を反映させるために法律等に基づいて設置されています。

* 行政委員とは、地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会を指し、教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会の割合をまとめています。